

1 交通安全の周知徹底

1. 東、浦富および田後の各地区（各地区とは陸上、羽尾、駅浦富、町浦富、浜浦富、牧谷および田後と定義する。）の保護者が主体となって、各地区で岩美警察署及び交通指導員の支援を得ながら、児童に毎年1回以上の交通安全の指導を行う。
2. 学校にも交通安全の指導を依頼する。
3. 保護者は二人乗り等危険な乗車をしている児童がいれば、積極的に注意を行う。
4. 各地区で乗車の危険区域があれば探し出して周知する。
5. 保護者は、子どもに交通安全の指導を徹底する。

2 自転車乗車の交通安全の遵守事項

1. 乗車区域は、5、6年生は岩美北小学校校区の範囲まで、4年生以下は居住する各地区の範囲までとする。ただし、浦富地区の4年生以下児童については生活圏等の事情を考慮し、保護者の責任のもと浦富4地区内での乗車を許可とする。尚、上記乗車区域は保護者同伴の場合は除くものとする。
2. 乗車するときは必ずヘルメットと安全タスキを着用する。
3. 左側通行、信号及び標識の確認、2人乗りの禁止、並列走行の禁止、飛び出し禁止等の交通規則を守る。
4. 羽尾坂トンネルを通過するときは、必ず自転車から降り、押して通過する。
5. 各地区での危険箇所への乗り入れを禁止する。

【旧規則 2 - (2) および 2 - (5) は削除】

H 1 0 . 7 ~

H 1 3 . 3 改定